



持続可能な社会の実現に向けて： 欧州委員会による「サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデュー・ ディリジェンス・ガイダンス」の発表 執筆者：加藤 由美子

2021年7月13日、欧州委員会(European Commission)及び欧州対外行動局(European External Action Service)は、サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス(Guidance on due diligence for EU businesses to address the risk of forced labour in their operations and supply chains¹。以下「本ガイダンス」という。)を発表した²。本ガイダンスは、欧州企業³が自身のオペレーション及びそのサプライチェーンにおける強制労働に関するリスクにつき、国際基準⁴に照らして適切に対処するために有効と思われるデュー・ディリジェンスのあり方につき説明している⁵。

1. 背景

現在世界では約2500万人の人々が強制労働を強いられていると試算されており⁶、この状況を打開することはEUにとって優先

¹ “Guidance on due diligence for EU businesses to address the risk of forced labour in their operations and supply chains”(欧州委員会、2021年7月12日) https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf

² 欧州委員会 2021年7月13日付プレスリリース https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_3664

³ 本ガイダンスにおいては「欧州企業」の定義は明記されていない。

⁴ 具体的には、国連、OECD、ILO及び欧州連合が従来発表してきた規制、ガイダンス及び指針等が引用されている。

⁵ 本ガイダンスは、現在EUレベルで導入が検討されている人権及び環境に関するデュー・ディリジェンス義務化を図るEU指令とは別のものである。

⁶ “Global Estimates of Modern Slavery”(ILO、2017年)
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_575479.pdf

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

課題の一つである⁷。強制労働を含めた人権問題の解決には企業による協力が不可欠であり、欧州委員会は2021年2月18日に発表した通商戦略方針「開かれた持続可能で積極的な通商政策」⁸において、欧州でビジネスを行う企業が自身のオペレーション及びそのサプライチェーンにおける強制労働に関するリスクに適切に対処するためのガイダンスを作成すると表明していた。本ガイダンスはそれに応える形で作成されたものである。

2. 内容

本ガイダンスには、国連、OECD、ILO等の国際機関や欧州連合がこれまでに公表してきた人権関係の各種ガイドラインや指針等に基づいて、強制労働問題に対処するためのデュー・ディリジェンスにつき推奨される対応が記載されている。法的拘束力はない⁹が、各企業が具体的にとるべき行動・実務を考える上で参考となる。

本ガイダンスは、まずILOの強制労働条約(第29号)における強制労働の定義(「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、その者が自らの自由意志で申し出たものではない一切の労務」)を引用し¹⁰、具体的な事例を紹介した上で、強制労働を防ぐために有効な実務上の対策として推奨されるデュー・ディリジェンスの枠組みを示している¹¹。具体的には、OECDによるデュー・ディリジェンス・ガイダンス¹²を元に、効果的なデュー・ディリジェンスとして次の6つのステップを紹介している。

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む。
2. 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する。
3. 負の影響を停止、防止及び軽減する。
4. 実施状況及び結果を追跡調査する。
5. 企業の与える影響につきどのように対処したかを伝達する。
6. 状況に応じて是正措置を行うか、是正のための協力をする。

効果的なデュー・ディリジェンスは、自身のオペレーション(自身のサプライチェーン及びビジネス関係者も含む)、商品又はサービスにおける既存の、又は潜在的な人権及び環境関連のリスクを特定し、適切な対策をとるために有効であり、より良い社会に向けて各企業が継続的に取り組むべき課題である。強制労働や人権に関するリスクは法律によって抑制されるべきことでもあるが、投資家やビジネス従事者による責任ある行動も重要である。さらに、効果的なデュー・ディリジェンスを実行することは、企業の評判・評価につながり、訴訟コストを抑えることにもつながる。各企業は、上記を参照して、自身の事業活動に照らして適切なデュー・ディリジェンスを見極めることが推奨される。

⁷ “EU Action Plan on Human Rights and Democracy 2020-2024”(欧州委員会、2020年11月18日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/46838/st12848-en20.pdf>

⁸ “Trade Policy Review – An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy”(欧州委員会、2021年2月18日)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/february/tradoc_159438.pdf

⁹ 本ガイダンスの脚注1には、本ガイダンスが必ずしも欧州委員会及び欧州対外行動局の立場を反映したものではない旨、脚注7では法的拘束力がない旨明記されている。

¹⁰ ILOの強制労働条約(第29号)第2条。https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/?p=NORMLEXPUB:12100:0:NO::P12100_ILO_CODE:C029

¹¹ なお、本ガイダンスは、あくまで強制労働に関するリスクに特化したもので、サプライチェーンの他のリスク(例:差別、最低賃金未満での搾取、環境問題等)に関するデュー・ディリジェンスについては本ガイダンスの範囲外である旨が明記されている。

¹² 責任ある企業行動のためのOECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス(OECD、2018年)21頁 <https://www.oecd.org/investment/duo-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>

3. 展望

サプライチェーンにおける人権・環境デュー・デリジエンスをめぐるのは、欧州を中心に各国で立法の動きが急速に拡大しており、EU レベルでも同趣旨の EU 指令の導入が検討されている¹³。一方、このようなデュー・デリジエンスの重要性・必要性は従来から指摘されており、前述のとおり複数の国際機関が既にガイドラインや指針を示す等、決して新しい議論ではない。強制労働に特化したものとして発表された本ガイダンスも、新たな指標を提示するというよりも、既存の国際基準を整理し、企業に対して参考となる情報を提供する性質のものと思受けられる。

複数の法律、ガイドラインや指針があることで、それぞれの整合性についての課題を指摘する声もあるが、ここ数年で民間企業の間でも ESG(Environmental, Social and Governance)、SDGs(Sustainable Development Goals)に関する取組みが強化されつつあり、各企業による効果的な取組みによって、マニュアル作成やチェックボックスの補充といった形式的なコンプライアンス対応ではなく、実質的に人権尊重・環境改善につながる実務が確立されていくことが期待される。



かとう ゆみこ
加藤 由美子

西村あさひ法律事務所 フランクフルト&デュッセルドルフ事務所
ニューヨーク州弁護士

yu.kato@nishimura.com

2011年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート/M&A、独占禁止法/競争法、国際訴訟案件を含む企業法務全般に従事。2012年より2019年にかけてリンクレーターズのデュッセルドルフおよびニューヨークオフィスにて勤務する等、豊富な国際経験を有し、国際機関やNPOのPro Bono案件の経験もある。国際開発機構/外務省による国際協力入門コース、Oxford Leading Sustainable Corporation Programme(certificate)修了。

¹³ EUレベルの動き及び他の欧州各国における動きは下記の記事ご参照。

「EUにおけるESGデューデリジエンス義務化に関する進展」(米信彰)

https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_210325.html

「サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第7回世界の人権デューデリジエンス関連法制総まとめ」(渡邊純子)

<https://www.businesslawyers.jp/articles/949>

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPRを含むデータプロテクション、AI、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。